



令和5年(確定)及び令和6年(5月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)				秋田署管内				秋田労働局(県内)						秋田署管内							
		令和5年		令和5年		令和5年		令和6年		前年増減		令和5年		令和6年		前年増減		令和5年		令和6年		前年増減	
		(確定値)		(確定値)		1月～5月		1月～5月		件数 百分率		1月～5月		1月～5月		件数 百分率		1月～5月		1月～5月		件数 百分率	
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率		
	全業種合計	14	1,714	6	687	5	691	2	580	-11	-16.1%	1	269	1	148	-121	-45.0%	5	691	2	580	-11	-16.1%
	うち新型コロナウイルスを除く	14	1,177	6	464	5	442	2	396	-46	-10.4%	1	181	1	134	-47	-26.0%	5	442	2	396	-46	-10.4%
	うち新型コロナウイルスによる		537		223		249		184		-26.1%		88		14		-84.1%		249		184		-26.1%
1	製造業		225		68		88		73	-15	-17.0%		37		18	-19	-51.4%		88		73	-15	-17.0%
2	鉱業 (鉱山法適用を除く)		4				1		4	3	300.0%				0	-					4	3	300.0%
3	建設業	5	221	2	71	2	72	2	56	-16	-22.2%	20	1	15	-5	-25.0%	2	72	2	56	-16	-22.2%	
	土木工事業	3	70	1	21	2	23		20	-3	-13.0%	8		1	-7	-87.5%	3	70	1	21	-3	-13.0%	
	建築工事業	2	122	1	37		38	2	29	-9	-23.7%		8	1	13	5	62.5%	2	122	1	37	-9	-23.7%
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	16		2		8	1	8	0	0.0%		2	1	5	3	150.0%	1	16		2	0	0.0%
	木造家屋建築		70		18		21		12	-9	-42.9%		5		1	-4	-80.0%		70		18	-9	-42.9%
	その他の建設業		29		13		11		7	-4	-36.4%		4		1	-3	-75.0%		29		13	-4	-36.4%
4	運輸交通業	2	105	1	53		52		31	-21	-40.4%		21		18	-3	-14.3%	2	105	1	53	-21	-40.4%
5	貨物取扱業		1						1	1	-				1	-					1	1	-
6-2	林業	1	25		3	1	7		10	3	42.9%		1		2	1	100.0%	1	25		3	3	42.9%
8	商業	1	205	1	95	1	80		67	-13	-16.3%	1	40		32	-8	-20.0%	1	205	1	95	-13	-16.3%
13	保健衛生業	1	713	1	296		307		243	-64	-20.8%		113		32	-81	-71.7%	1	713	1	296	-64	-20.8%
14	接客娯楽業	1	49		23		21		27	6	28.6%		9		10	1	11.1%	1	49		23	6	28.6%
15	清掃・と畜業	1	59		35		23		24	1	4.3%		17		9	-8	-47.1%	1	59		35	1	4.3%
	上記以外の事業	2	107	1	43	1	40		44	4	10.0%		11		11	0	0.0%	2	107	1	43	4	10.0%

7月は「建設業における災害防止集中取組月間」です！

7月1日から第97回全国安全週間がスタートします。

今回のスローガンは「危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」です。

秋田県内における令和5年の建設業の死傷者数(休業4日以上)は221人となり、そのうち死亡者数は5人で、「飛来・落下」によるものが2人、「熱中症」によるものが2人、「交通事故」によるものが1人となりました。

秋田署管内における建設業の死傷者数(休業4日以上)は71人で、そのうち2名の方が亡くなっており、「飛来・落下」と「熱中症」が各1人。

秋田労働局では、7月を「建設業における災害防止集中取組月間」と定め、県内の各労働基準監督署において、管内の木造家屋建築工事現場を中心に集中的な監督指導等を実施する予定です。

昨年は7月中に全県で189現場、258事業場に対して監督指導を実施し、100現場、156事業場において労働安全衛生法違反が認められました。主な違反の内容は墜落防止措置に関するもの(91事業場)、足場・通路に関するもの(85事業場)となっております。

墜落防止措置等に関する法違反は死亡などの災害につながることから、リスクアセスメントの実施と合わせて引き続き対策を講じていただきたいと思います。



熱中症予防「自分でできる7つのこと」を実践しましょう！

気温や湿度が高くなるこの時期は、熱中症の発症リスクが高まります。

昨年は記録的な猛暑となりましたが、気象庁によれば、今年の夏の気温は平年より高い予報となっております。

秋田県内における令和5年の熱中症による死亡者数は全産業で4人となっており、いずれも7月から8月にかけて発生しています。

この度、厚生労働省では熱中症予防として「自分でできる7つのこと」の動画を作成しました(裏面のリーフレット参照)。

社内教育資料として活用いただき、今年は熱中症による死亡災害ゼロを達成できるよう継続的な取組をお願いします。



自分でできる



7 つのこと

- 1

熱中症を正しく知ろう (1-1) (管理者編) (作業者編)

動画はQRから
- 2

応急手当と水道水散布法 (3-1) 測定 (管理者編) (3-2) 確認 (作業者編)

動画はQRから
- 3

暑さ指数の活用 (3-1) 測定 (管理者編) (3-2) 確認 (作業者編)

動画はQRから
- 4

暑熱順化

動画はQRから
- 5

水分塩分同時補給

動画はQRから
- 6

プレクーリング

動画はQRから
- 7

健康管理

動画はQRから

体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる要因は、
熱中症になる要因は、

- 。「蒸し暑さ」
- 。「暑さに慣れていない」
- 。「水分・塩分の不足」
- 。「長時間連続作業」

対策として、以下の①～⑦を適切に講じてください

■ I度 (軽度) 蒸し暑さはさびりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人1人にしない)

■ II度 (中等度) 頭痛や吐き気、だるい等の症状
→医療機関を受診(体調のよくわかる人が医療機関に同行)

■ III度 (重症) 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状
→救急車を要請
→救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却

■ 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの
暑さ指数を活用するための4つのステップ

- ①暑さ指数の測定
- ②着用している作業着などを考慮して測定値を補正
- ③危険度を確認して対策
- ④作業者への周知

■ 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと
入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意。
暑さに体が慣れても**数日間職場を離れると効果は消滅**
。運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる

■ 水分と塩分は同時に補給
のどが潤いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある
のどが潤く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切

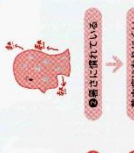
■ あらかじめ体温を下げておく、作業中に体温が上がるのを緩やかにする
プレクーリングの方法は以下の2つ
。 身体の外部分から冷やす方法
。 内部から冷やす方法

■ 管理者: 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認

■ 作業者: 単独作業を避け、声をかけ合う
こまめに水分・塩分を補給



31~33 危険 Danger	28~31 嚴重警戒 Severe Warning	25~28 警戒 Warning	21~25 注意 Caution
-----------------------	---------------------------------	------------------------	------------------------



参考リンク先
学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守る!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

